

下松市の被災者支援制度一覧（R8.8更新）

地震、風水害等自然災害で被災された方々に対する下松市の支援制度を御紹介します。
制度の詳細については、お問い合わせ先（各担当課）で御確認ください。

【り災証明、見舞金、住宅等】

制度の種類	概 要	問い合わせ先
り災証明書の発行	災害による家屋などの被害の程度を証明するものです。	税務課 固定資産税係 1階④番窓口 ☎45-1816
災害見舞金等の支給	災害により自宅（住家に限る）が全壊、半壊または床上浸水した方に災害見舞金等を支給します。	地域福祉課 福祉総務係 1階⑱番窓口 ☎45-1833
市営住宅への一時入居	災害により住居が著しい損害を受けた場合、一時的に市営住宅に入居することができます。（原則6ヶ月以内、り災証明で確認）	住宅建築課 住宅係 2階①番窓口 ☎45-1851

【減免等】

制度の種類	概 要	問い合わせ先
市県民税、 国民健康保険税の減免	被害の大きさにより、税の減免措置を受けられる場合があります。	税務課 市民税係 1階③番窓口 ☎45-1815
固定資産税の減免	所有する固定資産が被害を受けたとき、損害の割合に応じて固定資産税の減免措置を受けられる場合があります。	税務課 固定資産税係 1階④番窓口 ☎45-1816
国民年金保険料の免除 ・納付猶予	災害により、保険料の納付等が困難な場合、保険料について、免除や納付猶予される場合があります。	保険年金課 年金係 1階⑦番窓口 ☎45-1824
国民健康保険の 一部負担金減免等	災害により、住宅に著しい損害を受け、生活が著しく困難となった場合、医療機関等で一部負担金について、減免や徴収を一定期間猶予される場合があります。	保険年金課 国民健康保険係 1階⑧番窓口 ☎45-1823
後期高齢者医療制度 保険料及び一部負担金 の減免等	災害により著しい損害を受け、保険料の納付等が困難な場合、保険料や一部負担金について、減免や徴収猶予される場合があります。	
介護保険料の減免等	災害により住宅や家財等に著しい損害を受けた場合、保険料の減免や徴収猶予を受けられる場合があります。	高齢福祉課 介護保険係 1階⑨番窓口 ☎45-1831

制度の種類	概 要	問い合わせ先
保育所等保育料の減免	災害により保育所又は放課後児童クラブの保育料を負担することが困難と認められるときは、減免される場合があります。	こども未来課 保育幼稚園係 文化健康センター2階 ☎45-1879
廃棄物（ごみ）処理 手数料の減免	災害により発生し、各処理施設に搬入できる一般廃棄物（ごみ）の処理費用を減免します。り災証明（原本）、印鑑をお持ちの上、申請してください。 ※収集・運搬費用は減免の対象となりません。	環境推進課 廃棄物対策係 2階⑫番窓口☎45-1829

【事業所に対する支援】

制度の種類	概 要	問い合わせ先
中小企業者等向け 被災証明書	山口県中小企業制度融資の経営安定資金を利用する際に必要な被災証明書を発行します。	産業振興課 商工労政係 4階⑥番窓口☎45-1745
中小企業不況対策 特別融資	災害が原因で経営に著しい支障が生じている場合は、下松市中小企業不況対策特別融資が利用できます。	

【農林業に対する支援】

制度の種類	概 要	問い合わせ先
農林業関係者向け 被災証明書	農業災害の補償制度、災害復旧貸付の融資制度等を利用する際に、必要な方へ被災証明書を発行します。	農林水産課 農業振興係 4階⑤番窓口☎45-1844

災害に便乗した悪質商法に注意！

悪質な業者が、災害時の混乱や困惑している被災者を狙い、言葉巧みに高額な工事や不要な工事契約を勧誘してくる場合がありますので、十分に注意してください。